

償却資産の申告
 償却資産の申告書は、もうお手元に届きましたでしょうか。
 平成17年1月1日現在の償却資産の所有状況を申告書に記載のうえ、1月31日までに提出してください。
 償却資産が前年と変更のない場合でも、申告書の備考欄に「前年中異動なし」と記入のうえ、申告書を必ず提出してください。
 また、家屋について、平成16年1月2日以降に新増築された家屋（まだ評価が済んでいないもの）や既存家屋の取り壊し等がありましたら、お知らせください。



給与や賃金を

支払う方へ

所得税確定申告

作成相談会

源泉徴収票・給与支払報告書

平成16年中に給与・賃金などを支払う事業所、事業主は、「給与所得の源泉徴収票」を作成し、1月31日までにすべての受給者に交付するとともに、一定金額以上のものは税務署に提出することになっています。

また、「給与所得の源泉徴収票」と同時に複写作成される「給与支払報告書」は金額の多少にかかわらず、すべてを受給者の住所地（平成17年1月1日現在の市町村）に提出することになっています。

また、青色申告をする方で専従者給与を支払う方、臨時で従業員を雇う方も忘れてください。

問合せ

税務課課税班
 ☎1213

税の一句

僕たちの幸せの糧税金は、未来へつなぐ夢のかけ橋



内容
 平成16年中の所得に関する確定申告書の作成相談
日時
 2月9日(水)
 午前9時30分～正午
 午後1時～3時30分
場所
 八日市場市民ふれあいセンター
問合せ
 銚子税務署
 ☎0479-221574

最低賃金一覧表 (平成16年度改正)

最低賃金件名	改正最低賃金額	発効日	改正前最低賃金額	引き上げ額
千葉県最低賃金	678円	平成16年10月1日	677円	1円
産業別最低賃金	調味料製造業(1)	平成16年12月25日	766円	1円
	鉄鋼業	平成16年12月25日	793円	2円
	一般機械器具製造業(2)	平成16年12月25日	783円	2円
	電気機械器具、情報通信機器、電子部品・デバイス製造業(3)	平成16年12月25日	780円	2円
	精密機械器具製造業	平成16年12月25日	765円	2円
	各種商品小売業(4)	平成16年12月25日	747円	1円
	自動車(新車)小売業	平成16年12月25日	775円	2円

(注) (1)は、味そ製造業を除く。
 (2)は、事務用・サービス用・民生用機械器具製造業、その他の機械・同部分品製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業及び縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業を除く。
 (3)は、電球・電気照明器具製造業及び電気計測器製造業を除く。
 (4)は、衣・食・住にわたる各種商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いづれが主たる販売商品であるか判別できない事業所。

千葉県最低賃金・産業別最低賃金が改正

千葉県内のすべての事業場で働く労働者（パート、アルバイト等を含む）に適用される「千葉県最低賃金」及び、特定の事業場で働く労働者に適用される「産業別最低賃金7業種」が左記のとおりとなりました。詳しくは、千葉労働局労働基準部賃金室（☎043-221-2328）または最寄の労働基準監督署にお尋ねください。
問合せ
 24時間テレホンサービス ☎043-221-4700
<http://www.chiba-roundokkyoku.go.jp>

納期限

1月31日(月)は国民健康保険税 第7期分、介護保険料 第7期分の納期限です。納め忘れのないようお早めに。